

「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」解説

1. 策定の背景

我が国では、基本的人権が尊重され、法の下での平等が謳われた日本国憲法の

下、様々な施策が行われています。

本市においては、平成21年度に策定した流山市自治基本条例で、基本理念の

一つとして「市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなり

ません。」と掲げ、目指すまちの姿として、「市民等が理解と尊敬をもって、互

いに助け合えるまち」、「子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長

できるまち」、「高齢者や障害者が暮らしやすいまち」、「男女共同参画社会

が形成されたまち」、「多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち」

など、お互いを理解し、暮らしやすいまちを目指しています。

これらを推進するために、男女共同参画プラン、地域福祉計画、障害者

計画、子どもをみんなで育む計画などを策定し、例えば、女性の生き方相談、

障害のある子どもと一緒に遊べるインクルーシブ遊具の設置、多様性に配慮した

災害備蓄品の推進、市内学校制服の選択制導入に向けた検討、外国人の相談窓口

の設置などの取組を進めているところです。

いずれの取組も、必要としている人には理解されていても、多くの人には、

認識されず理解されていないのではないかと考えられます。例えば、男女共同

参画では、育児は女性がするもの、といった性別役割分担意識に基づく無理解が

存在そんざいしています。こうした無意識むいしきの思い込みおも（アンコンシャス・バイアス）は、
誰もだれが持ち合わせているものだと考かんがえています。

つまり、不当ふとうな差別的取扱いさべつてきとりあつかや偏見へんけんは、それを行おこなう側がわの無理解むりかいや無意識むいしきによるものがあるということです。差別さべつを受ける側うの問題がわではありません。多くおほの人が、
「普通ふつう」「当たり前あまえ」と思おもっていることは、一方いっぽうで、それを「差別さべつ」
「偏見へんけん」と感かんじる人もいることに気きづくことが必要ひつようです。

令和5年1月現在れいわ ねん、人口がつけんざいは20万9,000人じんこう まんを超にん こえ、流山市ながれやましは6年連続ねんれんぞくで人口じんこう
増加率そうかりつ1位いとなり人口増加じんこうそうかが続つづいており、様々さまざまな方かたに流山市ながれやましを選えらんでいただい
ています。そんな流山市ながれやましを、より住すみやすいまちとしていくため、誰もだれが自分じぶんらし
く、幸福こうふくを感かんじられるようにするためには、お互たがいを認みとめ合あい、人権じんけんを尊そん重ちようして
いくことが必要ひつようです。

令和2年12月に策定れいわ ねんされた国がの「第5次男女共さく同参画基本計くに画」の基本的な
方針ほうしんでは、「男女共だんじょきようどうさんかく同参画社会しゃかいの実現じつげんに向けて取組むを進とりくみを進すすめることは、「男女」に
とどまらず、年齢ねんれいも、国籍こくせきも、性的指向せい・性自認せいじにん（性同一性せいどういつせい）に關すること等も
含ふくめ、幅広はばひろく多様たような人々ひとを包摂ほうせつし、全すべての人ひとが幸福こうふくを感かんじられる、インクルーシ
ブな社会しゃかいの実現じつげんにもつなだんじょきようどうさんかくがるもの」としており、男女共だんじょ同参画社会しゃかいの推すい進しんのみな
らず、流山市ながれやましが将しょう来らいにわたり、自分じぶんらしく暮くらせるまちであり続つづけられるよう、
多様性たようせいを尊そん重ちようする社会しゃかいを推すい進しんしていく必要ひつようがあります。

2. 条例の解説

ながれやまし すべ しみん す
流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動
し、ゆた 豊かさを創造しつづ 続けていくためには、せいべつとう 性別等、ねんれい 年齢、しょうがい 障害の有無、じんしゆ
こくせきとう ちが 国籍等の違いにかかわらず、ひとり 一人ひとりがじぶん 自分らしさをはつき 発揮できるまちであること
ひつよう が必要です。

し およ しみんとう たが きょうりよく たようせい そんちよう しゃかい すいしん
市及び市民等が互いに協力し、多様性を尊重する社会を推進していくこと
で、たが りかい ちが 違いや個性を認め合い、あ ここ じんけん そんちよう じぶん 個々の人権を尊重し、自分らしく暮
らせるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

（解説）

ながれやまし じんこう れいわ ねん がつげんざい まん にん こ がいこくじんじんこう
流山市の人口は、令和5年1月現在、20万9,000人を超え、外国人人口も
ねんまえ ひかく やく 5年前と比較して約1,300人増加し、3,400人を超え、じんこう 総人口の1.6%
を占めるに至っています。しょうがいしゃ 障害者についても、しょうがいしゃてちょう しょうじ 障害者手帳を所持している人は、
ねんねんそうか きんねん しょうがいしゃてちょう しょうじ はいりよ ひつよう
年々増加し、近年では、障害者手帳を所持していなくても、配慮を必要としている
かた おお 方も多いといわれています。

だれ にほんこくけんぽう じんけん ほしょう じぶん く けんり
誰もが、日本国憲法で人権を保障されており、自分らしく暮らす権利があるもの
とされています。

しかしながら、じんこう ふ さまざま さべつ へんけん かん かた ふ
しながら、人口が増え、様々な「差別」「偏見」を感じている方も増えてい
るおも と思います。

そこで、まもなく21万人を超える本市の全ての市民が、それぞれの個性や特性の
違いによる不当な差別や偏見を受けることなく、誰もが多様な生き方を選択で
き、その力をいかに発揮して、地域社会の一員として暮らすことができる社会
の形成が必要だと考えています。

そのため、全ての市民が多様性を理解し、尊重する社会のために、市と市民等の
責務や役割を明確にし、一体となって多様性を尊重する社会を推進するための
基本的な考え方を条例で定めるものです。

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、流山市において多様性を尊重する社会を推進するに当たり、その基本理念及びその推進を図るために基本となる事項を定め、並びに市及び市民等の責務等を明らかにすることにより、様々な違いを個性として尊重し受け入れ、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを実現することを目的とする。

かいせつ
(解説)

本条例の目的を規定しています。

この条例は、誰もが、これからも流山市において、自分らしく暮らしていくために、一人ひとりが尊重される社会を推進していくためのものです。

そこで、多様性を尊重する社会を推進するための基本理念、基本的な施策を定めて、しっかりと市の方向性を定めること、それに伴って生じる市の責務、市民等の役割を明らかにして、多様性を尊重する社会の推進を図っていくこととしました。

ていぎ (定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ どうがいかくごう さだ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める
ところによる。

- (1) たようせい せいべつとう ねんれい しょうがい うむ じんしゆ こくせきとう ぞくせい ひとり
多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひと
りにちが
りに違いがあることをいう。
- (2) せいべつとう だんせい じょせいおよ せいてき
性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。
- (3) しみんとう しみんなら しない はたら ものおよ しゅうがく ものなら しない じちかい
市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、N
PO およ じぎょうしゃ
及び事業者をいう。

かいせつ (解説)

ほんじょうれい つか ようご ていぎ ひつよう ようご せつめい
本条例で使われる用語のうち、定義が必要な用語について説明しています。

- (1) 「多様性」とは、ひとり
ひとり
の個性や特性は異なっていることを意味してい
ます。個性や特性の一例として、せいべつとう ねんれい しょうがい うむ じんしゆ こくせきとう
性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等を
あ
挙げています。

しょうがい しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう ていぎ
障害とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条（定義）に
きてい ていぎ おな かんが しょうがいしゃてちょう も
規定する定義と同じと考えています。障害者手帳を持っている、持っていない
いはかんけい
は関係ありません。

たようせい れいじ じゆう かぎ とう
多様性は例示した事由によるものに限られません。そのため「等」とするこ
とにより、いろいろな要素が含まれることを意味しています。例えば、育て
きたかんきょう ぶんか ちが
きた環境による文化の違いがあります。

しょうがいしやくきほんぽう
障害者基本法

だい じょう ていき
第2条（定義）

1 障害者 しょうがいしやく しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがいふく た
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む。）その他

のしんしん きのう しょうがい い か しょうがい そうしょう もの
の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、

しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限

う じょうたい
を受ける状態にあるものをいう。

(2) せいべつとう ていき いっぱんてき だんせいおよ じょせい せい
「性別等」の定義については、一般的な男性及び女性のほか、性的マイノリ

ティを含むこととしました。

せい かた す せい せい
性のあり方には、「好きになる性（性的指向）」、「自認する性（性

じにん からだ せい しんたいてきせいべつ ひょうげん せい せいひょうげん
自認）」、「身体の性（身体的性別）」、「表現する性（性表現）」があ

り、この組み合わせが一人ひとり異なります。

せい
性的マイノリティとは、どうせい れんあいかんじょう ひと じぶん せい いわかん
同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感があ

ひと
る人などのことをいい、「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」とも
いいます。

さいきん い か かしらもじ
最近では、以下のアルファベットの頭文字をとって、「LGBTQ」とも呼ば
れています。

Lesbian レズビアン（じょせいどうせいあいしやく
女性同性愛者）

Gay ゲイ（だんせいどうせいあいしやく
男性同性愛者）

Bisexual バイセクシュアル（りょうせいあいしやく りょうせい ひ ひと
両性愛者：両性に惹かれる人）

Transgender トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性と心の性に違和感がある人。身体の性別と異なる性別で生きる又は生きたい人。）

Questioning クエスチョニング（自身の性自認や性的指向が決められない、分からない、決めないなどの人）

その他に、Xジェンダー（性自認が、男性・女性に当てはまらないと感じている人）、ノンバイナリー（男性・女性の性別に当てはまらない性のあり方など、多様な性のあり方、表現がたくさんあります。

なお、性的マイノリティ（性的少数者）の対義語は、性的マジョリティ（性的多数者）であり、シスジェンダー（性自認と生まれた時に割り当てられた性が一致している人）、ヘテロセクシャル（異性愛者）ともいいます。

(3) 「市民等」は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）第3条第2号に規定された定義と同じ内容としました。

つまり、「市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者」が市民等となります。

流山市自治基本条例の解説にもありますが、NPOは法人格の有無を問わず、非営利活動の任意団体も含まれます。また、事業者には、営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう たようせい そんちよう しゃかい すいしん きほんりねん い か きほんりねん
第3条 多様性を尊重する社会を推進するための基本理念（以下「基本理念」と
いう。）は、次のおりとする。

- (1) だれ ひとり ちが みと あ
誰もが、一人ひとりの違いを認め合うこと。
- (2) だれ ひとり ちが ふとう さべつ う
誰もが、一人ひとりの違いによる、不当な差別を受けないこと。
- (3) だれ のうりょく はつき じぶん く
誰もが、それぞれの能力を発揮し、自分らしく暮らせること。

かいせつ
(解説)

たようせい そんちよう しゃかい きほんりねん しめ
多様性を尊重する社会としての基本理念を示しています。

(1) 「多様性を尊重する」には、まず、個人を知る必要があります。そのうえ
で、自分と相手が違うことを認識することが重要です。

あいて し こうどう こうどう あいて さべつ
相手を知らずに行動していたのでは、その行動が相手にとっては「差別」

へんけん かん じゅうぶん かんが
「偏見」と感じてしまうことも十分に考えられます。そのため、まずは、

ひとり し ちが みと あ ひつよう かんが
一人ひとりのことを知り、違いを認め合うことが必要であると考えています。

(2) ひとり ちが しょうにんすう たい ふとう さべつてきとりあつか
一人ひとりの違いや少人数であることに対する、不当な差別的取扱いは

じんけんしんがい あ へんけん さべつ じんけんしんがい つな
人権侵害に当たります。偏見による差別も人権侵害に繋がりがねません。

ふとう さべつてきとりあつか へんけん おこな がわ むりかい むいしき
また、不当な差別的取扱いや偏見は、それを行う側の無理解や無意識によ

るものがあります。差別を受ける側の問題ではありません。

ふとう さべつ う りねん かか たようせい そんちょう
不当な差別を受けないこと、これを理念として掲げることは、多様性を尊重
しゃかい すいしん ひつようふ かけつ かんが
する社会を推進していくことに必要不可欠と 考 えます。

(3) ながれやまし れいわ ねん がつ さくてい ながれやましそごうけいかく
流山市では、令和2年3月に策定した流山市総合計画において、まちづくり

きほんせいさく ひと だれ しぶん く かか
の基本政策の一つに「誰もが自分らしく暮らせるまち」を掲げ、「すべての

しみん こくせき せいべつ しょうがい う む たが じんけん そんちょう あ
市民が国籍や性別、障害の有無などにかかわらず、互いの人権を尊重し合え

しゃかい もくてき じんけんそんちょう たんじょきょうどうさんかく しゃかい
る社会をつくる」ことを目的として、人権尊重・男女共同参画の社会づく

り、たぶんかきょうせいしゃかい せいさく すす
り、多文化共生社会づくりなどの政策を進めています。

みつ りねん そうご かんれん ひと ほんじょうれい
これら三つの理念は相互に関連します。どれか一つがかけても、本条例の

きほんりねん
基本理念とはなりえません。

きべつてきとりあつか きんしとう
(差別的取扱いの禁止等)

だい じょう なんびと たようせい ふとう きべつてきとりあつか たにん じんけん しんがい
第4条 何人も、多様性による不当な差別的取扱いにより、他人の人権を侵害し
てはならない。

2 なんびと じょうほう はっしん あ たようせい はいけい ふとう きべつてきとりあつか
何人も、情報の発信に当たって、多様性を背景とする不当な差別的取扱いを
じょちょう じゅうぶん はいりょう
助長することのないよう十分に配慮しなければならない。

かいせつ
(解説)

たようせい そんちよう しゃかい すいしん さべつてきとりあつか きんしとう さだ
多様性を尊重する社会を推進するため、差別的取扱いの禁止等を定めていま
す。

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

へいせい ねんほうりつだい ごう しょうがい ひと ひと とも く ちば
(平成25年法律第65号)」、

けん じょうり へいせい ねんじょうりだい ごう とう ふとう さべつてきとりあつか
県づくり条例（平成18年条例第52号）」等においても、不当な差別的取扱い

こうりてきはいりょう ふていきょう しょうがい りゆう さべつ さだ
や合理的配慮の不提供は、障害を理由とする差別として定めています。

また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に

かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう ほんほうがいしゅっしんしゃ がいこくじん
に関する法律（平成28年法律第68号）」においては、本邦外出身者（外国人）への

さべつてきげんどう かいしょう けいはつどう おこな さだ くに
差別的言動の解消について啓発等を行っていくことが定められており、国におい

さまざま さべつてきとりあつか かいしょう つと
ても様々な差別的取扱いの解消に努めているところです。

にほんこくけんぽう きほんてきじんけん おか えいきゅう けんり
日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であると

さだ
定められています。

しかしながら、ぜんこくてき じれい い か だいがくごうかくしゃ せいべつ さべつ
全国的な事例では、「医科大学合格者を性別により差別する」、

きぎょう じょせいべっし はつげん がいこくせき さいよう きよひ ほうにちがいこくじん
「企業が女性蔑視の発言をしたり、外国籍の採用を拒否する」、

しゆくはくきよひ ろせん くるま りようしゃ じょうしゃきよひ じあん はっせい
宿泊拒否」、「路線バスへの車いす利用者の乗車拒否」などの事案が発生してい
ます。

また、近年ではSNSにより差別的な表現が発信されるなど、情報の発信に当
たっては、十分に注意する必要があります。発信した情報は、人々の意識に影響
を及ぼす可能性があるため、多様性を背景とする不当な差別的取扱いを助長させ
る表現は用いないように配慮する必要があります。

そうしたことから、あえてこの条文を規定することとしました。

この条例に罰則規定はありませんが、条例の中に明記することで市民等の認識
を深め、不当な差別的取扱いの抑止効果を期待しています。

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し きほんりねん たようせい そんちょう しゃかい すいしん しみん
第5条 市は、基本理念にのっとり、多様性を尊重する社会の推進のため、市民
とう れんけい ひつよう せいさくおよ せさく じっし
等と連携し、必要な政策及び施策を実施しなければならない。

かいせつ
(解説)

し せきむ さだ し しみんとう れんけい たようせい そんちょう しゃかい すいしん
市の責務を定めています。市は、市民等と連携し、多様性を尊重する社会の推進
ひつよう せいさく せさく じっし
のために必要な政策や施策を実施するものです。

れいわ ねん がつげんざい しょうがい こ いっしょ あそ
令和4年10月現在においても、障害のある子どもも一緒に遊べるインクルーシ
ゆうぐ せっち たようせい はいりょ さいがいびちくひん すいしん しながっこうせいふく せんたくせいどうにゅう
ブ遊具の設置、多様性に配慮した災害備蓄品の推進、市内学校制服の選択制導入の
けんとう がいこくじん そうだんまどぐち せっち しゅうがくまえ しょうがいじ たい せんもんてき そうだんたいせい きょうか
検討、外国人の相談窓口の設置、就学前の障害児に対する専門的な相談体制の強化
せさく すず
などの施策を進めています。

たようせい そんちょう しゃかい すいしん ひつよう せいさく せさく はいりょ ひつよう かた
多様性を尊重する社会の推進のために必要な政策や施策は、配慮が必要な方には
りかい おお かた りかい むいしき
理解されていても、多くの方には理解されていないこともあり、それらが無意識の
へんけん つな し ひつよう せいさく せさく じっし
偏見に繋がっていることもあります。市は必要な政策や施策を実施するとともに、
ひつようせい ぶく ひろ りかい そくしん はか
それらの必要性を含めて、広く理解の促進を図っていきます。

きほんてきせさく
(基本的施策)

だい じょう し たようせい そんちよう しゃかい すいしん きほんりねん つぎ
第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次
かくごう かか せさく じっし
の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) たようせい りかい ふか きょういく
多様性の理解を深めるための教育
- (2) たようせい はいりよ ぼうさいおよ さいがいたいさく
多様性に配慮した防災及び災害対策
- (3) たようせい はいけい ぼうりょく ふとう さべつてきとりあつかい ふせ せさく
多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策
- (4) たようせい りかい こうほうおよ けいはつ
多様性を理解するための広報及び啓発
- (5) たよう い かた せんたく かんきょう
多様な生き方を選択できる環境づくり

かいせつ
(解説)

きほんりねん もと し じっし きほんてきせさく さだ かくせさく
基本理念に基づき、市が実施する基本的施策を定めています。各施策について
けいかくてき すいしん
は、計画的に推進します。

- (1) たようせい そんちよう びきゆうけいはつ さまざま ばめん
多様性を尊重していくためには、普及啓発だけではなく、様々な場面にお
ける「教育」も必要です。そこで、とくべつ しえん よう こ かぎ
ける「教育」も必要です。そこで、特別な支援を要する子どもたちに限らず、
たよう とくせい も こ はいりよ きょういく すす
多様な特性を持っている子どもたちに配慮したインクルーシブ教育を進める
がっこう しゃかい かにん たようせい りかい ふか きょういく
学校だけでなく、社会や家庭においても、多様性の理解を深めるための教育を
すいしん ひつよう
推進する必要があります。

くたいてき じっし しょうちゅうがっこう きょういく
具体的には、すでに実施している小中学校でのジェンダー教育のほか、
かにん はなし こ む さくせい かんが
家庭でも話がしやすい子ども向けのリーフレットの作成などを考えていま
す。

(2) 国の「第5次男女共同参画基本計画」では、大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。災害時の避難所では、多様性への配慮が遅れがちです。平時から、一人ひとりの個性や特性の違いを理解した対応に取り組みます。

(3) 第2条（定義）に定めている、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性の違いにより一人ひとりに違いがあることを理由とする暴力や不当な差別的取扱いや誹謗中傷を防ぐため、全ての人に対するあらゆる暴力や差別の根絶に取り組みます。

第4条において差別的取扱いの禁止を規定しています。ここでは、差別的な取扱いのほか、暴力も含めてその防止策に取り組むことを規定しています。暴力には言葉の暴力である「誹謗中傷」も含まれます。

一人ひとりの違いを理由とする暴力、差別的な取扱いは、人権侵害です。

全ての人に対するあらゆる暴力及び差別を防止するための施策を実施していきます。

(4) 多様性を尊重する社会を推進するため、一人ひとりの違いを認め理解を深めるための広報活動や啓発活動を行います。

具体的には、この条例内容の理解を進めるための、リーフレットを作成し、

普及啓発を図ります。

(5) 誰もが自分らしく暮らせるためには、様々な選択肢があることが必要です。

例えば、障害者が就労により経済的に自立できること、健康で豊かな生活を

おくるためにワーク・ライフ・バランスが保たれていること、「男性は仕事、

女性は家庭」などの固定的な性別役割分担意識が解消されること、などです。

自分らしく暮らせるために、多様な生き方を選択できるように環境を整えていきます。

今後さらに、第5条の解説で述べたように各施策に取り組んでいきますが、すで

に実施している施策も含めて、多様性を尊重する社会の推進に向け取り組む施策を

体系的に整理・検討し、進行管理を行っていきます。

しみんとう やくわり
(市民等の役割)

だい じょう しみんとう たようせい そんちよう しゃかい りかい ふか し じっし せきく
第7条 市民等は、多様性を尊重する社会の理解を深め、市が実施する施策に
せつきよくてき きょうりよく きほんりねん じつげん つと
積極的に協力し、基本理念の実現に努めるものとする。

2 じぎょうしゃ じぎょうかつどう たようせい そんちよう しゃかい すいしん ひつよう
事業者は、事業活動において多様性を尊重する社会の推進のために必要な
そち こう つと
措置を講じるよう努めるものとする。

かいせつ
(解説)

たようせい そんちよう しゃかい すいしん しみんとう りかい か しみんとう
多様性を尊重する社会の推進のためには、市民等の理解が欠かせません。市民等
し せきく せつきよくてき きょうりよく きほんりねん じつげん つと めいき
が市の施策に積極的に協力し、基本理念の実現に努めることを明記しています。

だい こう しみんとう なか しゃかいけいざいかつどう なか か じぎょうしゃ やくわり さだ
第2項では、市民等の中でも、社会経済活動の中で欠かせない事業者の役割を定
めています。 はたら すべ ひと たよう じゅうなん はたら かた せんたく たいせつ
めています。働く全ての人々が、多様で柔軟な働き方を選択できることが大切であ
り、 はたら かた おう てきせい しょうく ひつよう
働き方に応じた適正な処遇が必要です。

そのため、 じぎょうしゃ たい たようせい りかい ふか じぎょうかつどう
事業者に対しては、多様性についての理解を深め、事業活動における
たようせい ひつよう そち じっし もと
多様性への必要な措置を実施することを求めています。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい せこう ひつよう じこう しちょう べつ ぎだ
第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

かいせつ
(解説)

ひつよう じこう しちょう べつ ぎだ きてい
必要な事項は、市長が別に定めることを規定しています。